

事務連絡

平成26年4月25日

都道府県
各 指定都市 次世代育成支援対策担当課 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課少子化対策企画室

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」について (地域行動計画関係部分)

次世代育成支援対策の推進につきましては、日頃から御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

去る4月16日、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受け、新たな行動計画策定指針（以下「指針」）が策定されることとなりますが、市町村・都道府県（地域）行動計画部分については、現行指針の策定以降の、子ども・子育て会議等の関係審議会の意見や、少子化対策に関する国の方針（例：社会保障改革国民会議報告書（平成25年8月））、少子化にかかる様々な社会状況の変化等を踏まえつつ、関係府省と協力しながら行うこととしております。

地方自治体に新たな指針をお示しする時期については、最終的な告示の形となるのは、秋頃となる予定ですが、地域行動計画部分の大まかなイメージにつきましては、各自治体における行動計画策定のご都合にも鑑み、夏前にはお示しできるよう作業を進めたいと考えております。

各自治体におかれては、既に検討に着手されているところもあるかと思いますが、これまでの次世代育成支援対策に関する取り組みの評価・検証等、新たな行動計画作成に要する準備作業につき、子ども・子育て支援新制度担当課とも連携しつつ、よろしく願いいたします。

なお、これまでもお示ししているところですが、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業

支援計画（以下「支援法に基づく計画」）の作成が義務化されたことに伴い、
①次世代法に基づく行動計画の作成については任意化されていること、②次世
代法に基づく行動計画と支援法に基づく計画の双方を作成する場合には、一体
のものとして作成することが可能となっております旨、申し添えます。

(問い合わせ先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子対策企画室

TEL : 03-5253-1111 (内線 7793)

FAX : 03-3595-2313